

総務産業常任委員会記録

日 時 令和8年2月12日（木曜日）13時30分～15時13分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、村田議長
飯作地域振興課長、山田政策推進係長、渡辺上下水道課長、
熊谷上下水道課長補佐、小笠原上下水道課業務係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、村上議員

事務局 鈴木局長、嶋元係長

小寺委員長

それでは、時間になりましたので、総務産業常任委員会を行いたいと思います。

本日の議件は2件あります。1件目ですが、羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画についてです。これは、休会中の調査事項にはなかったのですが、3月の定例会でそれが上程されるということで、事前に説明したいということがあったものですから今回説明していただきたいと思います。最終的には、3月の定例会のときに上程されますので、それまでに疑問だとかあれば、今日の委員会で行っていただきたいというふうに思います。

それでは、よろしくお願いします。

1 羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画（令和8年度～令和12年度）について

説明員 地域振興課 飯作課長、山田係長

飯作地域振興課長 13:30～13:31

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、それと午前中の臨時会に引き続きということで、お疲れのところお時間をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画、令和8年度から令和12年度ということで、現行の過疎計画が今年度、7年度末で満了となりますことから、8年度からの5か年の次期計画ということで策定について委員の皆様にご説明をさせていただくものでございます。

冒頭に委員長からもありましたけれども、この計画案につきましては次の3月定例会に上程させていただきまして議決をいただきたいと考えておりますので、あわせてよろ

しくお願いしたいと思います。

それでは、係長のほうより説明をさせていただきます。

山田政策推進係長 13:31～13:52

政策推進係の山田と申します。座って説明させていただきます。

まず初めに、一枚物の両面刷りの資料から説明をさせていただきます。初めに、過疎対策の法律であります、いわゆる過疎法の経過についてご説明いたします。過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されたことから始まりました。その後、名称や内容を変えながら制度は継続され、現在は令和3年4月施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、通称過疎地域持続的発展特別措置法が現行法となっております。この法律も10年間の時限立法でありまして、失効期限は令和13年3月31日となっております。現行法では、従来の自立促進から持続的発展へと理念が転換され、人口減少を前提とした地域づくりが重視されているほか、設備等取得時の特別償却ですとか地方税の課税免除など、財政上の特別措置が講じられております。

次に、2の過疎地域の指定についてであります。過疎地域の指定は、主に国勢調査に基づき現行法の施行時点における40年間で人口が28%以上減少していることという長期的な人口減少と財政力指数が全国市町村平均である0.51以下であることという財政要件を基に行われます。羽幌町におきましては、昭和50年から平成27年までの40年間で人口が6,297人、率にして約46%の減少となっております。また、財政力指数の3か年平均は0.199となっており、いずれの要件も満たしていることから令和3年4月1日付で過疎地域に指定されております。

続きまして、3の羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画についてであります。(1)の法的根拠につきましては、過疎法第8条第1項の規定により議会の議決を経て市町村計画を定めることができるとされているものでございます。

平成22年の法改正により、市町村計画の策定は義務ではなくなっておりますが、計画を策定することで過疎対策事業債をはじめとした各種の財政上の特別措置を活用することが可能となります。本町におきまして、令和3年9月に現行計画を策定し、各種事業を進めてきたところでありますが、この計画は令和7年度までの計画期間となっております。このため、過疎法の失効期限までの残る期間においても引き続き有利な財源を活用しながら計画的に事業を推進していく必要があることから、令和8年度から5年間の計画期間とする新たな計画を策定するものでございます。

続きまして、裏面を御覧ください。(3)、計画案の概要についてであります。計画の期間は、先ほども申し上げましたとおり令和8年度から令和12年度までの5年間として

おります。なお、事業内容の変更や追加が必要となった場合には、状況に応じて計画に変更を行うこととしております。対象地域は、離島を含む町内全域としております。計画の構成につきましては、北海道が示す過疎地域持続的発展方針を踏まえ、現況と課題、施策の方向性、今後5年間の具体的な事業計画、これらを総務省が示す12の施策区分ごとに整理しております。また、基本目標及び目標達成に向けた方策については、羽幌町総合振興計画や羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図り、町全体の計画体系と一体的な内容としております。④の施策区分につきましては、後ほど計画案を見ながらご説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

下段に行きまして、(4)、策定スケジュールについてであります。昨年7月に北海道から次期計画の作成要領及び持続的発展方針の素案が示され、本町においても計画素案の作成に着手いたしました。その後、北海道との事前協議を行い、内容確認を進めるとともに、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、計画案として取りまとめたところでございます。そして、1月13日付で北海道へ正式協議を行い、1月26日付で異議なしとの回答を受理いたしました。これにより道との協議が調いましたことから、最終的な計画案として3月定例会に上程させていただく予定としております。議決をいただきました後は、計画を正式に決定し公表、そして総務大臣をはじめとする関係8大臣へ提出する流れとなっております。

それでは、続きまして計画案の内容についてご説明いたします。別途お配りしておりますホチキス止めの資料を御覧ください。初めに、本計画は北海道の過疎地域持続的発展方針を踏まえ、現行計画の内容と各課から取りまとめた今後5年間の事業計画を基に策定したものでございます。また、計画の記載項目や構成につきましては総務省が示している作成例に基づいており、施策文などは全国の自治体で統一の枠組みとなっております。

なお、本計画は全部で60ページとボリュームがあるため、本日はページごとの記載の概要と事業計画のみ説明をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、冊子の5ページをお開きください。5ページからは、基本的な事項として計画の前提となる本町の現状認識を整理しております。7ページまでは、自然的条件や歴史的背景、社会、経済状況、過疎の進行状況を踏まえた上で、今後どのような方向性で地域の持続的発展を目指すのかを示しております。8ページから10ページでは、国勢調査に基づく人口及び産業構造の推移を、11ページから13ページでは行財政の状況や公共施設の整備状況を整理しております。これらは、施策や事業計画の根拠となる基礎資料として位置づけているものでございます。

13ページ、お開きください。13ページ下段から16ページにかけては、地域の持続的発展の基本方針として、移住・定住、地域産業、情報化、地域資源の活用、少子高齢化対策、地域医療の確保の6つの分野を柱として設定しております。本内容は、現行計画の全面的な見直しではなく、法の趣旨や社会情勢の変化を踏まえて更新するものであるという観点から、北海道の過疎地域持続的発展方針や現行計画との整合を重視しつつ、現状に即した表現としております。

16ページをお開きください。16ページの（5）では、計画期間内に達成すべき全体的な目標を設定しております。人口に関する目標と地域の持続的発展に資する基本目標を掲げ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価指標と連動させております。

18ページをお開きください。18ページ以降は、施策区分ごとの現況と問題点、その対策、計画という構成で整理しております。まず、2の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成では、地方移住への関心の高まりや関係人口の拡大、地域外人材の活用といった動きを踏まえ、本町としてどのように人の流れをつくるかという視点でその対策を記述しております。

20ページをお開きください。20ページの計画、事業計画では、具体事業として4事業を記載しております。この事業計画につきましては、今後5年間で実施を予定している主な事業を掲載しております。ただし、いずれも現時点での予定であり、今後の財政状況等により変更や中止になる場合がありますので、あらかじめご理解をお願いいたします。掲載事業は、過疎債の活用が見込まれるもの、単年度事業費が500万円以上でハード、ソフトを問わず見込まれるもの、その他過疎対策として有効と判断しているものを基準に選定をしております。

21ページを御覧ください。21ページからは、産業の振興という分野について記載したものととなっております。21ページは、産業全体の現況と問題点、それから国勢調査等による産業別の就業者数や生産額の推移を記載しております。

22ページから23ページにかけては、農業、林業、畜産業及び水産業についての現況と問題点、各データの推移を記載しております。農業の現況と問題点としましては、労働力不足や省力化、資材高騰など厳しさが増していること、畜産業においても後継者不足や高齢化、経営の合理化など、林業では防災面や各産業にも影響する森林整備の推進、それから23ページ、水産業では資源減少と担い手不足による厳しい状況など、商工業では人口減による地域経済の縮小、中心市街地の活性化が急務であること、24ページ、観光では夏場への偏りや宿泊キャパの減少、各施設の老朽化、港湾では羽幌港と天売、焼尻両港を結ぶ玄関口として重大な役割を果たす港湾について、環境整備の継続などを記述しております。

25ページから27ページにかけましては、これまで述べてきました産業ごとの現況と問題点を踏まえてその対策を記載しております。農業では、農業経営の効率化や生産コストの低減化など、畜産業ではゆとりある経営の推進など、林業では計画的な間伐など森林整備の推進、それから水産業では漁場の造成や資源拡大、漁業後継者の確保、育成など、商工業ではニーズの多様化に対するサービス向上や流通体制の確立、商業複合施設を核とした中心市街地の活性化と魅力ある商店街づくり、観光では自然保護対策への支援、観光PRやイベントの実施による集客性の向上など、港湾では港湾整備計画に基づいて安全に利用できる港湾環境の整備等を図ることなどを記載しております。

28ページを御覧ください。28ページからは、産業ごとの対策に係る事業計画を記載しております。(1)、基盤整備としまして、農業農村整備事業など、農業、林業を合わせ計9事業、経営近代化施設では天売複合施設建設事業、(9)、観光またはレクリエーションの分野では、サンセットプラザ施設管理事業などの計3事業、29ページ、ソフト事業であります(10)、過疎地域持続的発展特別事業では、農業担い手対策事業など計5事業、それから(11)、その他ということで、国直轄港湾整備事業や羽幌港等しゅんせつ事業など計17事業を記載しております。

30ページ、お開きください。30ページ中ほどの(4)、産業振興促進事項につきましては、表にある業種に対する減価償却の特例及び地方税の課税免除等の適用を受けるためにこの市町村計画への位置づけが必要とされておりますことから、このように記載しているものでございます。

続いて、31ページ、御覧ください。地域における情報化でございます。現況と問題点として、情報通信技術の進展により行政サービスや生活環境が大きく変化していることを踏まえ、その対策としてデジタル技術を活用した行政サービスのさらなる高度化及び業務の効率化を図ることなどを記載しております。事業計画としましては、記載の2事業を位置づけております。

32ページからは、交通施設の整備及び交通手段の確保について記載しております。道路につきましては、町内道路の路線延長や改良、舗装状況を時点更新し、現状を整理しております。

34ページ、御覧ください。34ページから35ページの中段にかけましては、交通における現況と問題点、バス路線の運行状況等について記載しております。本町における公共交通機関がバス路線と離島航路に限られていること、スクールバスの一般混乗や町内循環バスを民間委託により運行していることなどを記述しております。

35ページ中段からは、現況と問題点を踏まえての対策を整理しております。道路につきましては、その重要性から適正な維持管理と機能強化、国道232号等の整備促進、バス

やフェリー等の円滑な輸送の確保を記載しております。

36ページでは、その対策に係る事業計画を記載しており、道路維持管理事業や除排雪事業など計8事業を掲載しております。

次に、37ページ、生活環境の整備ということで42ページまでございます。現況と問題点としましては、水道施設では上水道及び簡易水道の整備状況、環境衛生施設ではし尿及び浄化槽汚泥、一般廃棄物の広域処理やごみ処理施設整備の経緯について記載しております。

38ページの公共下水道では下水道の整備状況等を、消防、救急施設では消防体制では北留萌消防組合の中で機能の充実強化と効率的な運営を図っているということ、それから住宅、公共施設では公営住宅は旧式の住宅で老朽化が著しく改修が必要であること、町内の公共施設についても多くが築年数五、六十年経過しており、老朽化対策が課題となっていること、公園、緑地においては本町における公園等の整備状況について記述しております。

続いて、現況と問題点を踏まえた対策を掲載しており、41ページからは対策に係る事業計画を掲載しております。ソフト事業の（7）、過疎地域持続的発展特別事業では、現行計画に引き続き住宅改修促進助成事業、町有施設解体事業を掲載しております。

43ページをお開きください。43ページからは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、現況と問題点を記載しております。児童福祉、母子保健につきましては、子ども・子育て支援事業計画第3期との整合を図りながら支援策の充実が必要であることを整理しております。高齢者福祉につきましては、高齢者人口の増加とともに介護を必要とする高齢者が増加する一方で、介護人材の確保が難しくなっている状況を記述しております。

44ページでは、障がい者福祉及び保健対策について、地域の理解促進や就労機会の確保、健康づくりや検診を受けやすい環境整備の必要性を整理しており、45ページにかけて現況と問題点を踏まえての対策を記述しております。

46ページから47ページにかけては、その対策に係る事業計画でございます。高齢者支援センター整備事業、福祉タクシー借り上げ事業など現行計画を踏襲して合計20事業を掲載しております。

48ページでは、医療の確保について記載しております。町内医療機関の構成や診療体制、救急医療の現状を整理し、特に医師確保が大きな課題であることを明示しております。その対策として、医師及び医療従事者の確保、離島診療所の体制充実を掲げており、49ページの事業計画では合計3事業を掲載しております。表の2段目、診療看護師確保対策事業を新たに追加しております。

続きまして、50ページ、お開きください。50ページからは、教育の振興について記載しております。学校教育では、次代を担う子供たちの育成に加え、就学前教育の重要性、小中高校の現状を整理しております。特に市街地区の学校給食では、調理業務の外部委託が始まることから学校給食の安全性に万全を期していくこと、また老朽化が著しい天売高校校舎については複合施設として令和10年4月の供用開始を目指していることを記載しております。

51ページ以降では、社会教育、スポーツ振興、公民館や集会施設の現況と問題点、そしてその対策を整理しております。

54ページから55ページにかけては、事業計画として合計24事業を掲載しております。現行計画との変更点につきましては、学校教育関連施設で焼尻小中学校改修事業を、(3)、集会施設、体育施設等で公民館改修事業とハートタウンはぼろ改修事業を新たに追加しております。

56ページでは、集落の整備について記載しております。冬期間における風雪による交通障害や小規模集落における担い手不足、地域運営の継続性への不安といった課題を整理しております。その対策として、集落の再編成の検討や地域おこし協力隊など地域外人材の活用を位置づけております。

57ページでは、地域文化の振興について記載しております。文化、芸術活動は、個々の成長を促す上で非常に効果的であることから、その振興に力を注いでいく必要があること、住民ニーズは芸術や文化だけでなく、衣食住や自然環境など広範囲に及んでいることなどを記載しております。その対策として、文化活動やサークル活動への支援、郷土芸能等に係る活動支援、後継者育成の推進等を位置づけております。

58ページでは、再生可能エネルギーの利用促進について記載しております。地球温暖化対策や環境負荷低減の観点から再生可能エネルギーの役割を整理するとともに、本町の条例に基づいた適切な運用を基本として取組を進める記述としております。

59ページでは、その他地域の持続的発展に関し必要な事項ということで、炭砒閉山などの歴史的背景や後継者不足等による過疎化の進行状況を整理しております。その対策としまして、町民自らが将来を考え、主体的に参加できる体制づくりなどを位置づけております。

60ページには、これまで掲載した事業計画のうちソフト事業のみを抽出した一覧を掲載しております。内容が重複するため、説明は省略させていただきます。

以上、ちょっと早口になってしまいましたが、計画案の内容を説明させていただきました。本計画につきましては、過疎地域として必要な施策を整理し、国・道の方針と整合を図りつつ、財政措置や事業実施の根拠となる計画として策定するものとなっております。

ます。

説明は以上でございます。

小寺委員長

ありがとうございました。それでは、質疑に移りたいのですが、今日渡されて、すぐにどこのということはちょっと難しいかなとは思いますが、それぞれの得意分野ですとか、関係する部分での内容ですとか、そういう点について、またこの計画について全体の計画の中での内容の確認ですとか、そういうのも質疑を通してより深めていきたいというふうに思います。少し時間が必要ですか。休憩しますかね。

ちょっと暫時休憩します。

(休憩 13:53～13:53)

小寺委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

－主な協議内容等（質疑）－ 13:53～14:16

工藤副委員長 今ずっと説明を受けたのですが、この計画についてはたくさんの項目があって、事業というか、そういうのがここに書かれているのですが、これって役場は当然各課に分かれていますから、計画は地域振興課でつくっていくのかなと思ったりもして今聞いていたのだけでも、この計画をするその流れというか、それをまず知りたいし、それから国のこの過疎地域持続的発展市町村計画という、それをつくれば何かしらの国からの補助なり、そういう部分があるのかどうか、その辺もちょっと知りたいのですが。

飯作課長

まず、計画の作成の流れとしましては、ちょっと係長のほうも説明もございましたけれども、当然取りまとめといいますか、成案については我々地域振興課で行っていますけれども、町行政全体にまたがる事業の部分ですので、各課にそれぞれ振りまして、それぞれ所管する課から掲載するか登載するかという部分も含めながら集約をした上で我々でまとめていくというところでございます。

それから、この過疎計画作成に当たっては、もう法改正で義務ではなくなったのですが、先ほど申し上げました人口減少等の要件に合致すれば計画をつくることができるということで、計画をつくることによって、それこそ過疎対策事業債ですとか、そういった国の財政上の施策を受けられるということで、財政運営上メリットがあるということがございますので、計画を整理して執行していきたいということでございます。

逢坂委員 1枚目の資料で、2の過疎地域の指定の中のまず1番目の人口要件なのだけれども、これって40年間の推移を表しているものだと思うのだけれども、この年数というのは例えばさかのぼって40年間、こういう例えば28%以上でなければ駄目だというような部分があるのかと、それから(2)には財政力指数だと思うのだけれども、過去3年間の平均、これのあくまでも3年間なのか、例えば5か年でもいいのではないかなと思うのだけれども、国でそういうふうに示されているのか。要するに、その40年間と3か年のこれが国で示されている部分になっているのか。この辺をちょっと教えていただきたい。

飯作課長 この過疎対策事業は令和3年度に、以前からもずっと流れでは来ていますけれども、法改正なり延長なりで来まして、今現在の法律としましては令和3年度に10年間の特措法ということで制定されていますけれども、その中で国の要件といたしまして今言われた人口減少の部分と財政力指数とうたわれていますので、それに基づいて該当する、しないという判断をされているというところでございます。

逢坂委員 だから、ちょっと戻るのだけれども、要するにこれは40年間の例えば人口減少率ですね。次には財政力指数は3か年という、そういう決まりみたいのがあるのかなという質問だったのだけれども、すみません。

飯作課長 おっしゃるとおり、国から示された40年間なり、3年間の平均なりということで示されたものになっております。

逢坂委員 もう一件、次に裏面で計画の概要ということで計画期間12年度まで、今年度から5か年ということで、先ほど山田係長のほうから説明があった

のだけれども、①で計画の変更とかがあれば、その都度何か変更するのだよということなのだけれども、それって担当課で例えば5か年の計画の中で毎年見直しをやっていくのか。5か年を一発で適宜に書いてあるから適宜やるのか。その辺は、毎年きちっとある程度、過疎債とか使えるという部分もあると思うので、その辺の担当課としての区切りというか、1年ごとにきちっとやったりやりながらやっていかないと過疎債って使えないという部分もあるから、その辺は適宜なのだけれども、1年ごとに見直しをしていくのか、その辺をちょっと教えてほしいと思います。

飯作課長 この見直しという部分に関しましては、5年間の計画の中で毎年毎年決まったタイミングで1年間振り返って、では次どうという定期的にやっているものではございません。ただ、当然事業をやっていく上ですぐに、もう明日、あさってやりたいということでは当然ありませんので、事業計画といいますか、事業の予定が立った時点で、当然財源の確保とかもありますので、そういったものが出てきた段階で私どものほうと財政と、その事業を起こす所管課とローリングしながら、変更が必要なのかどうかというところを見きわめながら対応していくという状況でございます。

逢坂委員 ちょっと横にそれるかもしれないのだけれども、この間、逆に言うと焼尻の小中学校の大改造みたいのがあって、それで過疎債、国のほうで余ったと、余剰金みたいな形で。そういう場合も例えばあり得ますよね。それで、例えばそういう何か過疎債はぎりぎりだったのだけれども、新たにこういう事業もできるのだよって例えば国のほうからあった場合には、そういう活用はどんどんしていくという形になると思うのですけれども、その辺はどういうふうな考えでいるのか、そこを教えてください。

飯作課長 具体的なそれぞれの事業の部分に関しましては、我々正直この計画、策定の部分は担っていますけれども、実際の所管課と財政当局と当然相談される中で、やっぱり財源を確保していかなければならないということで過疎債を起こすことがやっぱり有利だということであれば、当然そういった判断になりますので、そういった方向性が決まった時点で我々も入った中で計画の変更等々と一緒に協議しながら進めているという状況

でございます。

村田議長 関連、今の。今、焼尻の小中学校のお話が出たので、先ほど言ったようにその部分の改修は令和7年度の過疎債を利用するということでもいいのですけれども、決定事項の中に体育館の建て替えというのものもあるはずなのですが、この中にはそういう項目が、焼尻のほうの小中学校改修事業というものはあるのですけれども、改修という部分がうたわれていて、複合施設として体育館兼地域が使うという部分に関しては見当たらないのですけれども、そこらは流れる的には決まっているはずなので、それがこの中のどこに載っかっているのか、ちょっと私分らないので、ちょっと今関連で、すみません。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:02～14:02)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

飯作課長 お答えをいたします。申し訳ないです。具体的なその事業の動かし方の部分については、ちょっと教育委員会なりで動かしていますので、本当の細かい詳細まではちょっと私どもも把握はしていないのですが、今議長が言われた焼尻小中学校の改修の部分で、最終的に新たに体育館と言われるものを造ると。要は、建て替え方針を方向転換して、今の校舎を改修しながら体育館は新しいものを造るという方向になりましたので、その新しい体育館を造るという部分につきましては、まだ規模ですとか、そういうものがまだ明確になっていないという状況でございますので、今お示ししている8年度からの新しい計画には、その部分は正直入っていないです。今ある校舎を直して維持していくという部分は、当然すぐにでも手をかけたいと。それから、過疎債も余力の部分という事情もあったものですから、そこをすぐ手がけていきたいということです、それについては7年度の計画のうちに予算づけは動いていきますので、その部分は今の現行の計画のほうにも新たに加えて、しかも新しい計画にも引き続き載せた状態で取り組みましょうということで動いてい

る状況でございますので、体育館の部分については新しい計画には今の時点では載っていないので、お願いいたします。

村田議長 今は焼尻の小中学校だけれども、この中でいくと羽幌中学校、54ページ、羽幌中学校施設管理事業で同じく維持管理改修等というところが計画に入っているのですけれども、これも説明の中で、委員会で説明があった中で小中一貫の関係があって羽幌中学校は利用しないようになる。生徒は使わないで一般に開放するのか、それはちょっと分からないですけれども、そういう部分でいくと、何かこのままでいくと小中一貫という部分の何かニュアンス的なものが全然この計画の中では分からないのですが、それも反映されていないということなのか。どこかでそういうのをちゃんと見越して心配なくこの計画なのか。そこら辺の中身が分からないので。

飯作課長 今の小中一貫校の部分での対応の部分につきましては、今はそういう方向性を持っていろいろ内部調整もしているということで私どもも伺っていますけれども、目安として何年度からみたいな予定は、計画は持っているみたいですが、具体的なものがちょっとまだ見えていないということで、先ほどと同じように新年度からの計画の中には、その部分はまだ盛り込まれていないということでございます。ここに載っている羽幌中学校の事業計画、当然載っているから必ずやるとか、やらないとかということではありませんけれども、あくまでも担当課の考え方として手をかけていく必要があるということで、予定をしているものについては掲載をしていくということでございますので、この羽幌中学校の管理事業につきましては現行の校舎の修繕等々ですか。そういった部分で必要だということで掲載しているということでご理解いただければと思います。

村田議長 計画だから、理解はするのだけれども、でもたしか小中一貫の自分たちが説明を受けた計画では3年後にという説明の中で、それが必ず実現できるかどうかはちょっと分からないですけれども、計画としてはそういう数字でたしか説明されたはずなので、それまで何かがあればということで当然使わなければならないこともあると思うけれども、ただなかなか

かそういうのというのもこういうのを見ても形としてそれが議会に説明されたものがここになかなか反映されているのか、されていないのかも分からない状況だから聞いてみたのですけれども、学校施設の場合はあれですね。改修だとか、建てるのかという場合でなければ、やっぱり交付金でなくて過疎債しか基本的にいくと使うものはないということですよ、基本的にいくと。違うものが、何か特殊なものがあるかもしれないですけれども、一般的にはそういうことになると思うので、後で突発的に起きたとか、何かこれをしたいのだということになったときに、計画変更を出せばいいのかもしれないけれども、やっぱりせっかくの計画なので、今分かっている範囲の部分はやろうとしているところに関しては、ここに満遍なく入っていればいいですけれども、そこら辺が分からなかったものですから質問してみました。何かあれば。多分そういうことだと思うのですけれども。

飯作課長 中学校と小学校と合わせてという、そのスケジュール的にも3年間ぐらいというような話も私も具体的に説明を受けているわけではありませんけれども、聞こえてはきていますけれども、議長言われたようにそういうある程度のめどといいますか、計画があるのであればということだと思います。ただ、所管課からの取りまとめの中でもちょっとなかったということもありまして、私どもも気づけばよかったのですけれども、そういった部分もありますので、今は載ってないということでご理解いただきまして、言われたように当然必要となれば修正、変更なりしていきますので、そういった部分で対応していきたいと思っております。

金木委員 今日のこの議題の過疎地域の計画の中で出すべきかどうかもちっと迷っているところあるのですが、この間、私の中でぼやとしたイメージなのですけれども、実は1月に商工会の皆さんと議会と懇談をしました。その中で大方出されていたのがやっぱり地域、これからのまちづくり、どうするのだと、人口減少だと話が結構出ていたのです。議員の皆さんは、どう考えているのだと言われても、ううんという感じにはなったのですけれども、その1つのヒントとして実はうちの委員会、昨年長崎へちょっと視察に行ってきたして、長崎のほうの取り組みとして、何といいましたっけ。まちなか何とかプロジェクト、いわゆるまちづくりを

みんなで考えて、アイデアを募って、もしこれはいいなというふうに思えば幾らか立ち上げ資金を出しますよという、そういうような事業に取り組んでいるということをちょっと勉強してきました。数年間で百何十事業だか、実際取り組まれたと思うのですけれども、その中では本当にこういう計画をきちんとこちらが立てて発表するのは重要なのですけれども、その担い手となるやっぱり町民の皆さんに振ると。何かアイデアありませんかと。過疎地域、これから大変になってくるので、もう皆さん何かいいアイデアあったら応募してくださいと。可能であれば、ちょっと応援しますよみたいな、そういった事業化はできないだろうかなというふうにこの間ずっと考えていまして、そのために莫大な予算は当然使えないですし、その辺も加味しながら、こういった過疎計画を役場主導だけではなくて、町民の皆さんとつくり上げるためのそういう施策、そういう方向性というのも、この中で全くないかと言われれば、確かに観光だとか、そういうところでは町の特産品を使った何かそういうPR活動とか、部分的にはあるのですけれども、それを具体化する方法ということでもう一歩進んだことなんかは考えられないだろうかなというふうなことを考えていまして、ここでそれを言ってどうしようかなと思うのですけれども、3月の一般質問のこともちらちら考えながら今いる時期なのですけれども、どうなのかな。そういうことをもし言いたい、聞きたいとなれば、受け皿となる課は地域振興課かなと思うのですけれども、具体的なこの事業、それは何々課だとよとなるのですけれども、こういった羽幌町の全体、これからのことを考えて案を募るみたいなことはぜひちょっと検討されてほしいなという気があって、取りあえずお聞きしてみたいなと思います。

小寺委員長 この計画の今日は説明なので、この計画をより現実的に発展させるためにはということで、計画を踏まえての答弁をいただきたいなと思います。

飯作課長 ただいまのご質問ですけれども、過疎地域なのか、過疎地域でないのかというところは別としても、これからのまちづくりという部分でも当然考えていかなければならない部分なのかなと思います。具体的に言われたような実際の町民の声といいますか、町の人たちの動きを捉えて、そこに財政的な支援をしてというやり方が合うのか、他にどのようなやり方

があるのかというのは、その辺は正直私たちもこれから勉強していかなければなりませんけれども、そういったものも事例なんかもちょうと参考にしなが、当然理事者の考え方もございますので、そういったものをちょっとすり合わせしながら、どういうことがやっていけるのかという部分については、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

小寺委員長 より具体的な計画を飛び越えた部分に関しては、ぜひ一般質問等でより深めていただきたいと思います。

村田議長 もう一点、最終ページの60ページには、今までも入っていた部分は同じように入っていて、ちょっと気になったのが空き家対策、これ今までもやっていますし、これからも続けるということでしょうし、町有施設の解体事業も当然除却をしなければならぬものはしていかなければならないって入っているのですけれども、ただこの中に特定空家という部分に関してはちょっと入っていないような気がして、例えば危険な建物があって、どうしても壊す人がいなくて町が代執行するとかという部分に関しても、これは町長の公約でもありました宮坂ビルの関係なんかもそうですけれども、もっと早くに手をつけなければという危ない建物もありますし、そういう部分に関してはちょっとこれ見当たらないのですけれども、その部分はこの過疎債の利用の部分に関しては使えないのか。例えば交付金、補助金の残は、そういう部分でいくと過疎債は使えるのかどうか、ちょっと私分からないのですけれども、そこら辺はどういうようなふうになっているのか。

飯作課長 正直その部分につきましては申し訳ないのですが、私どもではそのお金の動きという部分についてはちょっと正直分らないですが、恐らく特定空家に認定されて代執行ということになれば、当然所有者のほうにその費用は請求するという、法に基づいて請求するという形になりますので、極端な話をすると、お金をかけて壊すけれども、そのかかった費用は持ち主に請求するということになりますので、回収ができればそれで、言い方はあれですけれども、とんとんみたいなことになるのであれば、そこに対する最初のかかる経費の財源として過疎を持ってくるとかということにならないのかなというちょっと思いもございまして、そこら辺

はちょっと確認はしていませんけれども、そういった部分もあるのかなというところでちょっと私どもは押さえております。

小寺委員長　ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、また3月定例会に上程される際に今の質疑を含めて、もし中身が変更されて上程されるようであれば、その辺についてはそのときに、足したり引いたりがありあうようでしたら、そのときに説明いただきたいなというふうに思います。もしこのままであれば、皆さん聞いていますので、そのままでいいのですけれども、もし何か文面等で追加、削除された場合は、ぜひその際に連絡いただければと思います。

以上で1件目の羽幌町過疎地域持続的発展市町村計画についての調査を終わります。ありがとうございました。

暫時休憩します。

(休憩 14:17～14:25)

小寺委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、本日の2件目です。議件名は、上水道管路及び施設の状況について調査を行いたいと思います。一昨年、上下水道の施設の現地調査を行ったのですが、その後より深く、今回は上水道に関してなのなのですが、詳しく調べたいということで今回説明に来ていただいております。

それでは、課長のほうから。

2 上水道管路及び施設の状況について

説明員 上下水道課 渡辺課長、熊谷課長補佐、小笠原係長

渡辺上下水道課長 14:25～14:25

委員の皆様、お忙しい中、今日は説明の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。今日は、上水道管路及び施設の状況についてということで、この後熊谷補佐のほうから説明させていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

熊谷上下水道課長補佐 14:26～14:33

上下水道課の熊谷です。よろしくお願いします。失礼なのですが、座って説明をさせていただきます。

まず、資料なのですが、説明資料の表紙がありまして、2ページ目に今回つけさせていただいた資料の一覧になっております。まず、資料の1が水道管の年度別延長、資料の2が羽幌町の水道管路図で、その附属資料といたしまして導水管一覧（資料2—1）、送水管一覧（資料2—2）、重要施設に接続する管路一覧（資料2—3）、3番といたしまして水道施設一覧（参考資料）、参考資料の附属資料といたしまして羽幌町水道事業概要（参考資料—1）となっております。

それでは、資料の1、水道管の年度別延長を御覧いただきたいと思います。この資料は、町内に布設されている水道管がそれぞれ布設後どのくらいの期間が経過しているかを示したグラフになります。下段の表を御覧ください。左側に年度、5年スパン、市街地区や郊外地区と記載していますが、例えば1966年から1970年までに布設された水道管が市街地区で2,217メートル、郊外地区で1,657メートルありますよということを表しております。左上のほうに経過年数が50年以上と四角で囲んだ文字があります。これは、1975年以前に布設された我々が老朽化していると捉えている管路がこの区分に該当しますということを示しております。

次に、資料の2を御覧ください。資料2は、羽幌町水道管路図となります。資料2は、資料1で説明させていただいた布設後50年を経過した老朽管路が市街地区及び郊外地区のどこに布設されたものなのかを示した図となります。50年以上経過した管路は、緑色に着色した部分と赤色の点線で示したものになります。この着色を分けている理由、また資料1の年度別延長において市街地区と郊外地区に分けている理由にもなるのですが、大きな地震などが発生した場合でも水道水の供給を継続するために優先して守り、早急に復旧しなければならない施設や管路がどこなのかということを考えた場合、ちょっと資料飛んで申し訳ないのですが、参考資料の水道施設一覧を御覧ください。ちょうど真ん中辺りに急所施設と赤字で示され、その下に丸印が記載されている施設については優先して守り、早急に復旧しなければならないと考えている施設となります。具体的には、水道水の供給を行うための一連の施設として羽幌川分流堰、四線導水ポンプ場、浄水場、配水池を急所施設としています。

また、資料の2—3、重要施設に接続する管路一覧を御覧ください。こちらの資料になります。左下のほうに1番から9番の町内施設を記載しています。これは、我々が有事の際でも優先して水の供給を行うべき施設と考えている重要施設です。1番の道立病

院は、透析患者をはじめとする治療に水を必要とする方が利用する病院施設、2番から6番は各地域の方が避難する規模の大きな避難所、7番のすこやか健康センターは福祉の観点から特別な手助けが必要な方のための避難所、8番は福祉施設として位置づけられている老人福祉施設、9番は災害対策本部の設置施設としての役場を重要施設とし、機能の維持が必要と考えております。

先ほど説明させていただきました浄水場などの急所施設と道立病院などの重要施設につながる管路は特に重要な管路と考えており、資料2に戻っていただきたいのですが、こちらの資料になります。この資料2で示している赤色に着色している重要施設につながる管路の中で羽幌高校へつながる管路及び羽幌中学校へつながる管路が赤の点線で示されております。この区間の管路は、重要な施設と考えている一方で、50年以上を経過し、老朽化が進んでいるものであることを示しております。

現在の管路の改修の考え方ですが、漏水等、水の供給に影響のあるトラブルへの対応を最優先としつつ、管路の交換が必要な場合は耐震性のある管路へ変更を進めております。今後の改修の方針ですが、令和8年度予算においてアセットマネジメント策定業務委託料の予算化を提案させていただく予定です。アセットマネジメント計画は、中長期的な視点で効率的な資産の管理や運用を行うための計画で、本計画を策定することで維持、更新コストを最適化し、資産の長寿命化と将来的な財政負担の平準化を図ることを目的とする計画となります。このため、アセットマネジメント計画の策定により、いつ、どの施設や管路を改修していくかという優先順位をつけ、計画的な施設改修を行うことで資産の長寿命化と財政負担の平準化を図っていきたいというふうに考えております。以上、お配りした資料の説明となります。

以上です。

小寺委員長

様々な資料があつて、分かりづらいものに関しては、また質疑のほうで行っていただきたいと思うのですが、これから質疑のほうを行いたいと思います。資料について、また今後について等、質疑がありましたらお受けしますので、挙手のほうでお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:35～15:13

工藤副委員長 資料2のA3版のこの重要なということ、先ほど言ったこの2か所なのですけれども、これの改修というか、新しいのにするのはいつ頃やる計

画でいるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

渡辺課長 今現在、具体的な計画はないのですが、先ほど熊谷補佐のほうから説明あったとおり、令和8年度予算でアセットマネジメント計画を策定しまして、その後に改修計画を立てますので、今現在では何年にやるということは決まっております。

工藤副委員長 そうしたら、そのアセット計画というのは、どういう計画なのでしょう。いずれは、いつかの段階で新しいものに改修しなければならないのだという、そういう部分をお知らせする計画なのか。その辺ちょっと分からないから、教えてもらえれば。

熊谷課長補佐 まずは、アセットマネジメント計画をつくっていただく段階で、私たちの資産がどのようなものがあるかというところの洗い出しをまず始めます。それで、その施設がいつでき上がったものなのかということを調べるということと、将来的に負担がでこぼこしないというのですかね。同じぐらいのレベルで改修をしていくために、ではどこの施設だったり管路を最初にやったほうがいいよということを順位をつけていくようなイメージでいます。私どものほうで今この高校につながる部分と中学校につながる部分というのが50年以上経過していて重要施設にもつながるということがあるので、今の段階ではこちらのほうなのかなというのはあるのですが、急所施設としての導水ポンプ場ですとか、配水池だとか、そちらのほうをまず優先すべきだということにもし結果としてなれば、こちらのほうよりもまず先にそういう急所施設のほうを手をかけるということで順位づけていくということになると思います。

金木委員 町の中の全般的な水道管の図面は、大体理解はできたのですが、50年以上たてば古いという認識にはなるのだと思うのですが、50年たったからといって、すぐ漏水するわけでもないだろうし、そこがまた何と言ったらいいのかな。実際、羽幌町で大規模な漏水をしたとかということはちょっと私も記憶ないのですが、年間どのぐらい町管轄の部分で何か所とか、各家庭管轄の部分で何か所とか、そういうものって何か一覧表みたいなのはできているものなのですか。漏水実績が分かる

ような資料って。

小笠原係長 資料のほうは用意していないのですが、過去3年間の実績としまして、本管が漏水したという事案は12件発生しております。年平均大体4件程度です。そこから枝の給水管というのですが、個人に配水している部分についてはおおよそ20件、3年間でしております。50年以上経過した管、12件のうちの50年以上経過した管の漏水実績は7件です。12件ありまして、50年以上で漏水しているのは7件ありました。規模のお話がありましたけれども、ほぼ全部、その12件は当日もしくは翌日に道具だとか町内の業者で復旧して、場合によっては夜間にやることもあるのですが、即日復旧して大規模な断水に至った結果というのは今のところはない状況であります。以上です。

金木委員 迅速な対応をされているのだなというのは理解をします。もしも結構大規模な出水とか漏水があって、給水車を手配しなければならないというようなことになった場合には、羽幌町には給水車はあったか、なかったか。ちょっと消防署にあったかどうか、私も定かではないのですが、すぐ手配できるものなのか。飲み水、飲料水の給水車対応とか対策というのはどうなっているか。

熊谷課長補佐 今年度、留萌市さんのほうでも漏水がありまして、そのときには旭川市さんのほうから給水車が来ていただいて対応してましたし、私どものほうでも職員2名、現地のほうに伺いまして、また給水袋、我々の持っているものを提供させていただいて、水道協会さんで協定をそれぞれの水道事業者さんで結んでいるものですから、その協定に基づいて派遣をして、物資のほうも提供して、全部完了した時点で留萌市さんからお返しいただくというような形で対応しておりますので、もし羽幌町でもそのような事案があった場合には近隣ですとか旭川市さんのほうにお願いをして手伝っていただくということになると思います。

工藤副委員長 もう一回ちょっと確認したいのですが、この資料の2—3というところを僕は今見ているのですが、先ほど一番最初に言った資料2の重要な配管の部分はいつ頃やるのかと聞いたのですが、この2—3

の資料を見ると、これは施工年度と更新年度というのがあって、その年数を見ると60年なのですよね。だから、60年たつと新しい管に取り替えるという、そういう理屈に僕はこれ見て思うのですけれども、そうなる
と現在で50年はたっているということですから、あと10年ぐらいしたら
その改修工事をするのだという、そういう捉え方になると思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

熊谷課長補佐 今までののですが、今工藤委員おっしゃったように60年を目標としまして改修を行ってきました。新潟県の中越地震がありましたときに国のほうから、浄水場ですとかの被災があったために1年以上、水の供給ができなかったという時期があったそうで、まずそういう重要な施設を守りなさいというような通達がありまして、私たちのほうでもそういう重要施設へつながる管路ですとか、避難所等の重要施設につながる管路というのをまず優先してやるべきだという考え方になりまして、今回このようにもし修繕するのであれば重要施設なりにつながっている管路が先ではないかというような今考え方になりました。ただ、先ほど説明させていただいたアセットマネジメントの状態によっては、ちょっと前後が出てきたり、改修する箇所が変わっていったりというのは今後出てくるのかなというふうに思っております。

逢坂委員 資料の2―3、今工藤委員のほうからも60年後というような話もあったのですが、こちらのほうを見ると大体、いろいろと1973年からずっとあるのですけれども、それが更新が全て7年後、大体これ7年後を更新年度ということで理解していいですか。順番にいくと、大体7年程度をめでにこれから更新していくということで書いていると思うのだけれども、例えば1973年であれば2033年に更新していきたいという解釈でいいですかね。この資料の見方というのは。

渡辺課長 ここに書いている更新年度は、あくまでも目標ですので、実際いつ改修するかというのは先ほど来説明していますけれども、アセットマネジメント計画を策定した中でその順位はつけていきたいと思っています。

逢坂委員 一応めどということで、今は理解しました。それはそれで今後いろいろ

と検討されると思うので。

それで、今再三言う重要給水施設、配管の関係なのだけれども、川北へ行っている給水管、本管、1本しか実はないので、びっくりしたのだけれども、これ万が一何かあってこの簡水が、管路が破損したという、川北地区は全く水道が使えないのかなと。逆に言うと、羽幌のほう、市街地のほうは使えて。これちょっと僕のほうも認識不足で分からなかったのだけれども、今日初めて分かったのだけれども、今後については今まで何か検討というのか、考えたことがあるのか、水道課のほうで。この管路が破損した場合にどういう形で、2本でもついていけば、1か所破損しても1か所で補えるという部分もあるのだけれども、本管が1か所しかない、市街地なんかは当然あちこちつながっているから何とかかなと思うのだけれども、川北地区は全くこの図面を見ると、資料2を見ると全くこれ使えないということになるのだけれども、その辺は協議したことはあるのですかね。ちょっとそれを聞きたいと。

小笠原係長 協議したかどうかというのは、正直分からない部分があります。逢坂委員おっしゃったとおり、やはり水道の幹線となる部分、要は川北、川南を見たときに、ここで言う相合橋の下を伏せ越ししている太い管、それ1本だけなのです、今の実態も。そこがどうなったら、どうするといった部分は現状、繰り返しになるかもしれないのですけれども、アセットとして、要は急所施設として例えば道道6条通りに迂回の管路を布設するとかという方法も踏まえて、川北、川南を総合的にアセットで、いわゆる今ない管の新設も含めてリスクを下げていくような恐らく計画、恐らくと言ったら変ですけれども、そういう方向性で考えていかなければならないというところはあると思います。

逢坂委員 それに関連して、だから要するにリスクマネジメントというのは、やっぱり当然発生するわけでしょう、この部分を見たら。誰が見ても、いや、1本しか通っていないのか、川北の部分って、サブ的なものはないのかいとかって。だから、そこは初めて自分は、これ今まで見たことないので、管路というのは。だから、こういうところ、ちょっとあれだねと思って、サブ的なもの、本当のリスク、何かあったときにマネジメントでやっぱり別なところにも簡易的にでも何でもいいから、やっぱり非常時

に使える管路が必要かなと思うので、それでちょっと今聞いてみたので、ぜひこれから検討方々、お金もかかることだから、何でもお金がかかるので、大変だと思うけれども、検討していただきたいと思います。いいです、答えは。

村田議長 ちょっと羽幌町で使っている水道管の中に、この説明資料の中にも硬質塩化ビニルだとか、あと途中でちょっと水道用ポリエチレン二層管だとか、ダクタイル鋳鉄管の中で何種類も書いてあるのですけれども、羽幌町で水道事業が始まってから、一番古いものからいったら、その管というのはその時代、その時代、使い方が変わってきていると思うのですけれども、何種類ぐらいそのスタートした時点からでいくとあるのか。それをまず分からないので、ちょっと。

小笠原係長 供用開始からのいわゆる管種、水道管の管種が何種類ぐらいあるのかというご質問だと思いますけれども、今現状私どもで集計している形ですと6種類ございます。6種類ございまして、この重要幹線の表に載っている塩化ビニル管ですとかダクタイル鋳鉄管、そしてポリエチレン管というこの3種類で、管径にもよるのですけれども、約98.8%になります。その他、特殊の管といいますと橋梁部分に添架している凍結防止の管ですとか、河川の下を伏せ越ししている管が、要は川の下に特殊に埋め込んでいる管とあってあるのですけれども、そちらは全体的なパーセントからいいますと1.2%いくかぐらいになりますので、羽幌町の管径でほとんどでいいますと98.8%が塩ビ管、そしてダクタイル鋳鉄管、そしてポリ管というものに、この3種類になる内訳となっております。

村田議長 ほとんどがその3つでということが分かりました。この中でいくと、ポリエチレン二層管なんていうのは50パイというからある程度、逆に言うと細いタイプだし、使い方によっては200パイからというのは分かったので、これがその例えば新しいタイプと言ったらいいのかな。多分この硬質塩化ビニル管だと思うのですけれども、塩ビ管は硬質とか、そういうものだったと思うのですけれども、そのつなぎ手というのですか。耐震化しているか、していないかという部分に関しても図面とか、そういうものはどこを見ればこれが分かるのか、分からないのか、そこら辺を教

えてください。

小笠原係長　　すみません。資料の２―３、ごめんなさい。その継ぎ手部分が特殊な継ぎ手を使っているかどうかといったところは、この今載っている資料の中にはないのですけれども、やはり地震のときに管の弱点というのはその継ぎ手部分なのです。いわゆるその継ぎ手をのりでくっつけるとか、あとは離脱防止というものがついているかどうかといったところが大きな管の耐震性を決めるところにもなるのですけれども、例えば資料２―３の写真を見ていただくと、いわゆる継ぎ手がゴムなものといえますか、補助的な用具をつけているものについては耐震性のあるという評価になるのです。ですので、例えば赤のライン、これは望潮山の高区配水池に向かっていく、いわゆる送水管の部分になるのですけれども、このうちVPの250、要はこれは塩ビなののですけれども、192メートル分については普通ののりといえますか、TS継ぎ手を使っているといったところが耐震性、それだけなので耐震がないよと。それから、上の部分については離脱防止といって継ぎ手を補強しているところがありますので、それは耐震性のある管だよというような形で、同じ管でも耐震性がある、ない、そのうちの重要幹線の分はどのところに入っているのだといったところを表しているというところになるのですけれども。

村田議長　　今のお話はそれで、配水池からのその部分は分かりましたけれども、今言った２―３の白い部分の中で、違う図面で高校と中学校のところは50年たっているよというふうには出ていましたけれども、ではあとのこの白いところの部分で耐震化になっている部分となっていない部分というのは分からないのですか。分かると思うのですが、それはここには出ていない。

小笠原係長　　すみません。資料２―３のこの白い部分が重要な配水管ですよという位置づけにしております、この白い管のところで耐震性を持っているところは、この赤の文字ではありません。

村田議長　　なっていないということですか。

- 小笠原係長 はい、そうです。
- 小寺委員長 記載されていますよね、全て耐震性なしというのが白いところです。
- 小笠原係長 合計で4.7キロぐらい、右側のほうにありますので、耐震適合管以外という位置づけ、調査結果になっております。
- 村田議長 重要施設でも耐震化になっていないと言うのですけれども、資料の1のその市街だろうが郊外だろうが後で布設しているような水道管というのは、私、法律は分からないのですけれども、どのぐらいの太さからやったら耐震化しなさいとか、そういうことでこの図でいくと、今のこっちの新しく布設された部分というのは耐震化になっているのか、なっていないのか。例えば耐震化になっているのであれば、この図面のどこが耐震化になっているかというのも多分分かると思うのだけれども、それは載っていないのですか、これには。
- 小笠原係長 すみません。ちょっと資料1のほうから、繰り返しになるので、整理させていただきますと、資料1のほうはあくまでも今回示していた部分は耐震化になっている部分、なっていないというものはちょっと横に置いていただいて、今羽幌町全体で128キロ、右下の128キロの水道管があって、それで各年度というのですか、施工年度、供用開始年度、1966年から2025年までの間に施工された部分の分布が資料1のほう、こうなっているよということなのです。すみません。資料2—1から2—3までは、これはそれプラス重要施設、あと重要幹線という位置づけの中で各施設への耐震管になっている部分、そしてなっていないという部分を表しておりますので、ちょっと資料の1から資料2—1から2—3という移行がちょっと分かりづらくなっている状況にはあるかと思うのですけれども。
- 村田議長 1枚1枚説明を受けると、耐震化になっていないという部分は見えるのだけれども、逆に言うと耐震化になっている送水管というのは、どこが今まで羽幌町で布設してきてなっていたかというのを色づけは多分できると思うのですけれども、それはやっていないということなのか。それ

とも、今ここに耐震性ありと書いてあるところしか耐震化がなっていないのか、そこだけ答えていただければ。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:59～15:02)

小寺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

小笠原係長 資料2―2を御覧ください。これは送水管です。送水管を表した写真と絵の部分になりまして、急所施設、管路延長、右側に513メートルと364メートルというのがあります。これは、写真でいう赤のライン、羽幌浄水場から高区配水池に行く総延長877メートルを表しております。このうち、場所がどこだというのは、ちょっと分かりづらい部分なのですが、赤で示したこの総延長877メートルのうちの耐震性を適合管、耐震性を持っている管というのが364メートルございまして、それ以外の513メートルについては耐震性を持っていないというような表といたしますか、写真になっております。

村田議長 今これは送水管の話なので、送水管のその500何がし、600メートルぐらいが耐震になっていないというのは理解しますし、先ほどのこっこの重要管でいったら、給水管のほうも耐震化になっていない、なっているところの説明は分かりました。それは、この図で説明できるので、そのほかの資料2のこの全体の中で、あと結構新しく入れてそういう継ぎ手なんかもちょうど耐震しているものがここにあるのですよとか、それから羽幌町はそこまでやっていないのですよとか、そういう答弁をしていただければ、それで私は理解するので、きちんと把握しているかどうかということが一番実は知りたいのです。説明は、今の説明で分かりました。どの部分がなっていないか、どの部分がなっているかというのは分かったのですが、全体の中でそれがなっている、なっていないという部分があると思うのです。

熊谷課長補佐 まず、耐震化されている部分がどこかというものは、今回のものには載

っていないですが、これを図面で示すことは可能です。これが一連でここからここまでとなるのか、飛び飛びでなってしまうものなのかというのは、ちょっとやってみないと分からないのですが、ちょっとどういうものでお示しできるかというのは、ちょっとこれから検討したいというふうに思います。

今後の改修については、今現在ほぼ耐震化したものに変更していくというような形になっておりますので、重要管だとか、重要管ではないというような位置づけに関係なく、これからの改修については耐震化されたものによっていくということで予定しております。

村田議長

分かりました。続いて、いいですか。参考資料というのが一番分かりやすいかな。この水道施設一覧という中に、注水から始まって浄水場に行ってポンプで揚げてという、たくさんポンプがあるということは分かります。それで、先般浄水場のポンプが壊れたときの状態を見ますと、1基壊れて、数日たったらもう1基も壊れたとかということを聞いて、たまたまそういう企業のほうにポンプが予備が置いてあったということで、それでその日のうちに、水が止まらないで何とかあったというところも聞いていますけれども、これだけの中央に送るものから、高台から、いろんなところにポンプがあるという、これを見て分かったので、そういう今あるこれからの要は管だけでなく、施設もやっぱり当然のごとく維持していかなければならない部分で、そういうところはやっぱり今回みたくどこで同じポンプを使っているのか私は分からないのであれなのですけれども、いよいよ何かがあって故障したときにも対応できるような体制というのか、そういう改修と言ったらいいのかな。そういうことは、考えていくべきではないかなと思うのですけれども、そこら辺はどのような取り組み方になっているのか。もし計画としてあれば。

熊谷課長補佐

今、村田議長がおっしゃったように、今回導水ポンプ場のほうでポンプが故障したという事案がありました。2台ありまして、交互で負担がかからないように行っています。町として1基、ポンプを予備で持っています、浄水場のほうに置いてありまして、それを今回急遽交換をしていただいたということになります。1台壊れたときに、すぐ予備機のほうと交換をして、予備機がなくなってしまうので、その予備機をもう

一台つくろうというような計画を行っていたのですが、どうしても2台体制が1台になってしまった原因なのか分からないのですが、その1台にも負荷がかかってしまって、今回両方とも故障してしまったという事案になっております。ポンプにつきましては、取水ポンプのところは予備を持っている状況にあるのですが、そのほかのところについては予備機というのを持っていない状態にありますので、それについてもちょっと繰り返しで、アセットマネジメントのほうでどういう形での結果になるかというのも踏まえながら、予備機を準備すべきなのか、費用の平準化ということも重要な観点と考えておりますので、その部分との兼ね合いで今後については検討をさせていただきたいというふうに思っております。

村田議長

大きなところは、予備機があるということが分かったので、いいのですけれども、その将来的な部分でいって重要線でない中央だとか、高台だとかの部分でいくと、どういう形になっているか分からないのですけれども、予備機はないということなので、例えばそういう交換をするときとか、何かあったときに同じものを使えるかどうかというのは、これは私もプロではないので、分かりませんけれども、できるだけそういう予備的になったときのストックするというものに関しては、なるべく同じ共有できるもので施工しておくとか、何かあったときには1個持っておけば、どこの送水ポンプが壊れても持っていけるというような、そんなような少しでも維持管理のかからないような方法でのやり方というのもあるような気がするので、そこら辺これからどういう形でやっていくかは、ちょっとこれから積み上げていくものだから分からないのですけれども、そういうこともなるべく加味していただければ、コスト低減になるのではないかなということも踏まえてそう思ったので、質問させていただきました。

小笠原係長

今後の進め方といったところは、まさにおっしゃるとおりで、高台についても中央についても配水池には2基あります。2基ずつあって、交互で運転しているというリスクカバーをしております。今後いろんなポンプが汎用できればいいというお話ですので、要は給水先の人口ですとか、あと規模を見据えながら、小さくできるものは小さくして、もしくは共

有できるものは共有するという考えの下、アセットマネジメントも含めた総合的な判断で計画をつくっていききたいとは考えております。

小寺委員長 ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、質疑がないようですので、先ほど課のほうから説明があったとおり来年度、次年度予算でアセットマネジメント計画について予算が計上される予定になっています。また、その中でまた質疑があってもいいのかなというふうに思いますし、よりよい計画が練られるように進めていっていただきたいというふうに思います。今回初めて、私の経験する中では初めて細かい路線図も含めて行って、なかなか調査する機会がなかったので、本当に資料を含めて担当課には本当にありがとうございましたというふうで、これからもリスク管理を含めた中で運営していただきたいなと思います。それでは、今日は以上で終わります。ありがとうございました。